

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. **98**
2024.11

議会だより

令和6年
第3回定例会

Matsushige Assembly News



議員県外視察
トイレトレーラー見学

主な内容

- | | |
|---|--|
| ● 町政に対する一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 | ● 全員協議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 |
| ● 常任委員会委員長レポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 | ● 議員県外視察のレポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 |
| ● 令和5年度各会計の決算を認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 | ● 「松茂町議会議員政治倫理規程」を制定・・・・・・・・・・・・・ 12 |
| ● 予算決算特別委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 | ● 編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 |

発行／徳島県松茂町議会 編集／松茂町議会広報常任委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010



町政に対する一般質問

本年3回目の定例会が9月4日から9月18日にかけて開催されました。
2日目に当たる6日には一般質問が行われました。

各小・中学校の熱中症対策について

問

近年、気温が30度を超える日数が大幅に増加しており日常生活環境における熱中症が問題となっておりです。

文部科学省は、児童生徒等の健康管理に向けた注意喚起を行うなど、学校における熱中症対策を推進しています。

①現在、小中学校ではどのような熱中症対策を行っていますか。

②熱中症から児童生徒の命を守るためにも各小中学校の体育館に冷暖房設備を設置してはどうでしょうか。

答

①環境の整備といたしまして、熱中



尾野 浩士 議員

症の疑いのある症状が見られた場合は、

速やかに体を冷却できるよう、スポーツドリンクや保冷剤を保健室や職員室で保管し、備えるとともに、救急要請を行うことのできる体制にしています。

各種活動実施に関する判断として、

熱中症事故防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準を職員間で共通認識し、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGIT)を用いて、各小中学校に「熱中症指数計」を配布しています。

暑さ指数が31度以上の時は、体育、部活動は中止しています。

こどもに対する声かけとして、熱中症事故防止に関して、こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるようになるよう、発達段階等に応じて適切に促すこととしています。

中学校では、職員室前に熱中症警戒アラートを表示し、夏休み中の部活動は健康チェック票を使用した体調管理を行い、開始時間を早朝にする等しました。



松茂中学校体育館内

②空調設備を導入すれば、体育の授業や部活動、学校行事や地域のスポーツ活動等に利用の中が広がり、熱中症対策として十分な効果が期待できます。

また、地域の学校の体育館を災害時の避難所に指定していることから、多くの人が集まっても安心して過ごせる環境設備の整備を考えているところで

す。

冷房はもちろん暖房にも効果がある空調の種類や台数、導入事例を参考に比較検討し、補助金の活用も視野に入れ、できるだけ早期に導入できるように協議してまいります。

ここが知りたい！

議会会議録は松茂町立図書館及び議会ホームページにて12月から閲覧可能となります。

詳細についてはホームページに掲載している会議録をご参照下さい。

障がい者日常生活用具の支援について

問

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者総合支援法において「日常生活用具給付事業」は、市町村の行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして規定されています。

視覚障がい者の危険回避の観点から、命を救う傘、そして静かな傘として開発されたのが「サイレント・アンブレラ」であります。



金森 恵美子 議員

答

この「サイレント・アンブレラ」の必要性を鑑み、日常生活用具の対象品として、ご検討を願ひ、ならびに、松茂町独自の障がい者支援体制の対策についてお考えをお聞かせください。

障がい者への日常生活用具給付等事業の対象用具は、その要件、用途及び形状を国が規定しており、これをもとに各自治体が地域の実情にに応じて給付対象種目を規定しています。

松茂町の日常生活用具給付等事業の対象種目としましては、現在、障がい者42種目、障がい児・40種目、難病患者等18種目を規定しております。そのうち、視覚障がい者を対象としたものは14種目で、主なものは、視覚障がい者用の拡大読書器や活字文書読上げ装置などがあり、原則として実質1割負担で購入できます。

「サイレント・アンブレラ」は、傘に当たる雨音が低減される構造であるため、視覚障がい者の自立生活支援とい

う観点からは、有効な用具であると拝察いたします。

現在、松茂町では、視覚障がい者の外出につきましては、ガイドヘルパーが同行し、安全に移動の援護を行う「同行援護」や「移動支援」など既存サービスにおいて対応しており、日常生活用具給付等事業につきましては、引き続き国の動向を注視して参ります。

また、松茂町では、独自の障がい者支援といたしまして、かねてから「福祉手当」を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、寝たきりの高齢者等に対し、年額5千円を毎年支給しております。

今後も障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、引き続き各種施策に取り組んで参ります。



水道水の安全性について

問

生活に欠かせない水道水を安心して使えるように

①水道水の安全性確保の対策は。

②水道水中の有機フッ素化合物の暫定目標値の設定は。

③水質基準および検査方法等、水質検査計画、検査結果の公表は。

答

①安全・安心な水道水を供給出来るよう、毎月国に登録された検査機関で水質検査を実施し、また、毎日検査の項目である、色度、濁度および残留塩素は、上下水道課職員が適切に行っています。

②水道水中の有機フッ素化合物に係る検査は、年1回、水質検査を行い、検査を始めた令和2年以降、検査結果の最小表示である1リットル当たり2ナノグラム未満となっており、国が示している暫定目標数値の25分の1以下の数値となっています。

③水質基準および検査方法等、水質検査計画、検査結果の公表は、水道法施行規則に基づき、水質検査計画を町ホームページで年に1回、水質検査結果を月に1度、公表しています。

再問

①原水から各家庭に運ばれる水の流れの説明を。

②漏水調査、老朽管の調査は。

答

①旧吉野川から汲み上げられた水は原水と呼ばれ、主に4つの工程により浄水処理が行われます。凝集

大阪・関西万博について

問

2025年大阪・関西万博が4月13日（10月13日の期間、大阪夢州にて開催。

①大阪・関西万博に向け松茂町の取組みは。

②各小中学校の関西万博への教育旅行支援（入場料支援）や出前授業の取組みは。

③多くのインバウンド（訪日客）の集客ができるよう取組みは。

答

①西アフリカのガーナ共和国との交流を通して、STEAM教育やSDGsの松茂町のこれまでの取り組みを一段と高める事業を予定しています。

「松茂町の名前を、全国はもちろん、できれば世界に広めたい」という意欲をもって、来年の大阪・関西万博に取り組んでまいります。

②現在、長原小学校は「万博パビリオン「いのちの遊び場 クラゲ館」の協賛プロジェクト「モザイクタイル」に取り組んでいます。

ガーナ共和国との「万博国際交流プログラム」に、町内小中学校のSTEAM教育やSDGsを活かした事業への参画についても検討しています。

松茂町の子どもたちの万博見学について、前向きに検討しています。

③松茂町も構成員となっている「イーストとくし

沈でん、ろ過、塩素注入です。原水に臭気があった場合などは活性炭を注入し、水質の安定を図っています。このような行程を経て、水道水は送水ポンプにより、各ご家庭に供給されています。

②老朽管調査は行っておりませんが経過年数の多い管を主として、耐震化事業に合わせ安定的な配水が出来るよう計画的に更新を行っています。

漏水調査は、ほぼ漏水箇所もないため、現在は行っておりません。

そのため、検針時においてメーターボックス周辺の点検、また、工事の立会時に周辺状況など、日常的に漏水の確認を行っています。

ま観光推進機構」では、関西圏の観光協会やDMO、旅行会社と協力して、広域循環ツアーや周遊ルート企画し、体験型観光コンテンツの提供や、食と癒やしのツアー、伝統文化に触れる企画などを行うこととしており、松茂町もこの周遊ルートに組み込まれる予定です。

この「機構」に働きかけ、松茂町の魅力を発信していきたいと考えています。

再問

インバウンドの誘客に向け、観光地の外国語でのパンフレットや体験型コンテンツの説明書などをつくる考えはあるか。

答

「機構」の英語版、台湾・香港版旅行ガイドと、歴史民俗資料館の英語版パンフレット等を使用し、インバウンド誘客の拡大を目指すためにも、「機構」と協議して進めていきます。



2025 万博パビリオン「いのちの遊び場クラゲ館」

©steAm Inc. & Tetsuo Kobori Architects All Rights Reserved

介護をされている家族の方への支援について

問

家庭内での介護の状況について、どのようになっているか。

また、介護を行う家族の方への支援をどのように考えているのか。

答

現に在宅介護をしているご家族に対し、「介護用品の支給」、また、認知症高齢者の見守り事業として、「携帯電話等による位置検索システム加入料金等の助成」や、「見守りシールの交付」を行っております。

「介護用品支給」では、国の事業に町



村田 茂 議員

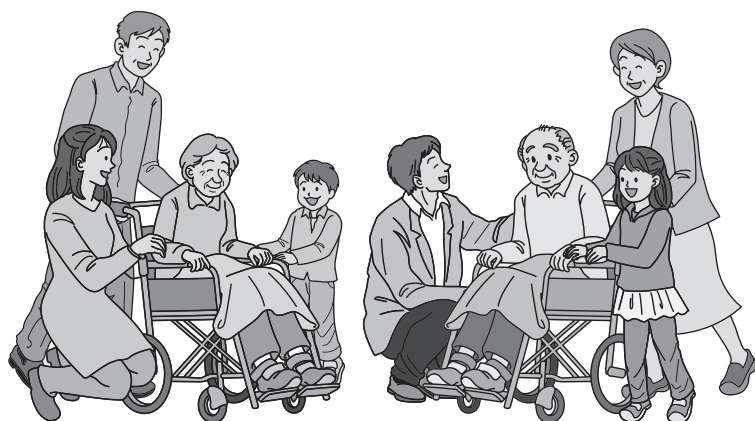
独自の上乗せをし、対象となるご家族に、月額8千円を上限に、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の介護用品を支給しております。

「認知症高齢者見守り事業」では、高齢者が徘徊などで行方不明となった場合に、その高齢者の居場所を検索し、判明した位置情報をご家族に連絡するシステムを利用する場合の加入料等の助成を行っております。

また、携帯電話等で読み取ることができる二次元バーコードを印刷したラベルシールを交付する事業も実施しております。あらかじめ登録された高齢者の衣服や帽子、かばんなどの持ち物に貼り付けるためのラベルシールを交付します。シールを身につけたお困りの様子の高齢者を見つけた方に、シールの二次元バーコードを携帯電話等で読み取り操作していただくことで、ご家族へ連絡、発見場所などを伝える、というものです。

このほか、認知症の方やそのご家族、

地域の方などが気軽に集い、お互いに理解し合う場となるよう、年に2回程度「認知症カフェ」を開催しております。高齢者と介護するご家族の身体的、精神的、経済的な負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して生活していただけますよう、個別相談や広報などを通してサービスの周知に努めるとともに、引き続き各事業を実施して参ります。



常任委員会

委員長レポート

第3回定例会の議決の結果、選挙第2号、同意第3号、諮問第1号、報告第3号～第5号の3件、議案第33号～第48号の16件については、原案どおり可決しております。

委員会付託案件以外で審査し、可決した内容

選挙第2号	松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙
同意第3号	教育委員会委員の任命について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第3号	令和5年度健全化判断比率の報告について
報告第4号	令和5年度資金不足比率の報告について
報告第5号	令和4年度松茂町水道特別会計継続費精算報告書について

総務 常任委員会

総務常任委員長

立井 武雄

令和6年度松茂町一般会計 補正予算(第2号) 所管分

歳入の主なものは、町債で臨時財政対策債300万円の増額は、今年度、当初予算編成時に仮算定で1千400万円を見込んでいましたが、新年度、本算定により確定したものです。

こちらは、国における普通交付税の財源不足分を、自治体が生計により充当し、後年10分の10の交付税措置を受ける制度です。

歳入の主なものは、4月以降の人事異動に伴う人件費の組み替えによるものと、電子計算費で442万7千円の増額は、自治体システム標準化に伴うものです。

また、今回の補正予算では、歳入額が歳出額を上回ったため、差額847万2千円を財政調整基金に積み立てる補正をいたしました。

主な質疑事項

Q 電子計算費の補正は、自治体システム標準化に関連してと説明がありました。

もっと詳細な内容をお聞きしたい。

A 国の政策として地方自治体が使用する基幹系業務システム及び様式等を全国で統一、標準化をするというものです。標準化の対象業務は20業務あり、国が推進する共通のクラウドサービス、「ガバメントクラウド」を利用する必要があります。今回の補正予算はそれに伴うもので、第5次LGWAN(エルジーワン)回線に切り替えに必要な役務費431万6千円、ルータ賃借料11万1千円を計上しております。」という答弁がありました。

産業建設

常任委員会

産業建設常任委員長

尾野 浩士

二町道路線の認定について 二町道路線の変更について

松茂スマートインターチェンジ東側の農地が事業用地へ土地利用が変化することに伴い、新たに1路線、認定し、長岸19号線において、変更を行うものです。

二町道路線の廃止について

松茂スマートインターチェンジ西側の農地が事業用地へ土地利用が変化したことに伴い、町道として必要がなくなるため廃止するものです。

主な質疑事項

Q 町道を廃止した後、どのようにしているんですか。

A 侵入出来ないようにバリケードなどを設置します。

令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金については、令和5年度松茂町水道特別会計決算に伴い生じた剰余金を処分するものです。

未処分利益剰余金の当年度末残高は2千898万4千124円で、この内5百万円を減債積立金に、2千万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て、残り398万4千124円を繰越利益剰余金として繰越するものです。

令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金については、令和5年度松茂町下水道特別会計決算に伴い生じた剰余金を処分するものです。

未処分利益剰余金の当年度末残高は1億9千662万4千16円で、この内減債積立金と建設改良積立金に、それぞれ1千万円を積み立て、また、資本金に1千115万3千355円を組入、残り1億6千547万661円を繰越利益剰余金として繰越するものです。

また、繰越利益剰余金の内、8千500万円につきましては、令和6年度下水道事業収益的収入が収益的支出に対して不足する額を補てんするものです。

令和6年度松茂町一般会計補正予算（第2号）所管分

歳入では、木造住宅耐震化促進事業補助金で500万円の増

額は、耐震改修に係る県補助金の増額によるものです。

現行の耐震化工事に係る補助金は、上限100万円でしたが、この度の県の制度改正により、3年間に限り、県補助の上限を50万円上乗せし、75万円かつ市町村と同額としたため、町も県と同様の補助を行うこととなり、国・県・町合わせて、最大200万円の補助が受けられるようになっています。

歳出の主なものは、住宅政策費、負担金、補助及び交付金1千万円の増額補正は、歳入での説明のとおり、耐震改修に係る補助金の上乗せ補助を行うための補正で、10件分を見込んでおります。

また、公共下水道特別会計の執行見込みに伴い、一般会計からの補助金195万6千円を増額補正するものです。

令和6年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

歳入では、前年度繰越金194万6千円を増額補正し、歳出では、予備費として歳入と同額を増額補正するものです。

令和6年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

4月以降の人事異動に伴い、人件費142万7千円を減額補正するものです。

令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第1号）

4月以降の人事異動に伴い、人件費総額195万6千円を増額補正するものです。



能登半島地震で倒壊した住宅

教育民生

常任委員会

教育民生常任委員長

米田 利彦

松茂町行政手続における
特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する
法律に基づく個人情報
の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を
改正する条例

主な内容は、マイナ保険証への移行に伴い、重度心身障がい者等医療費及び子どもはぐみ医療費の助成事務において、利用する特定個人情報「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を追加するものです。

松茂町国民健康保険条例の
一部を改正する条例

国民健康保険法の一部が改正され、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることから、本町の国民健康保険条例においても、所要の改正を行うものです。

徳島県後期高齢者医療広域
連合規約の変更について

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、被保険者証が廃止されることに伴い、「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める規約の変更を行うものです。

令和6年度松茂町一般会計
補正予算（第2号）所管分

歳入の主なものは、それぞれの特別会計における令和5年度分の精算が確定したことによる一般会計への返納金で介護保険特別会計繰越金返納金615万3千円及び後期高齢者医療特別会計繰越金返納金317万2千円を増額補正、並びに新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業に対する助成金で1千826万円を増額補正するものです。

また、教育費県委託金26万円の増額は、松茂中学校と喜楽幼稚園で取り組む、消費者教育事業の活動に対する県からの委託金です。

歳入の主なものは、児童福祉総務費、放課後児童クラブ送迎支援事業補助金140万円の増額は、現在児童クラブの運営を委託しております指定管理者が自主事業として実施しております「学校から児童クラブへの送

迎事業」に対する補助金であります。

昨今の人件費の上昇など経済情勢により、この事業運営の継続が憂慮される事態となっており、松茂町としてこの事業の継続を支援するため補助を行うものであります。

次に、予防費、予防接種委託料788万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に対する費用で、国からの接種費用の見込み単価が7千円から1万5千300円と上昇したため、その差額を増額補正するものです。

また、教育費、幼稚園管理費、施設型給付費及び施設等利用費併せて500万円の減額は、いずれも、当初見込み人数より少なくなったことによるものです。

主な質疑事項

Q 民間事業者が送迎する際に、事故を見越した訓練などは行っていますか。

A 民間事業者に送迎マニュアルを作成するよう依頼し、作成した送迎マニュアルに沿って行っております。

令和6年度松茂町介護保険
特別会計補正予算（第1号）

歳入の主なものは、介護給付

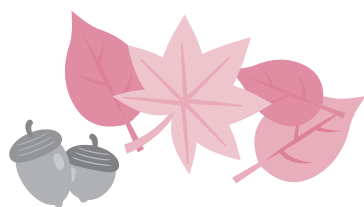
費国庫負担金756万円の増額で、令和5年度の介護給付費額が確定したことに伴い、国から過年度分の負担金が追加交付されるものです。次に、前年度繰越金729万4千円の増額は、実績によるものです。

歳入の主なものは、居宅介護給付費1千万円の増額で、今年度において、今後も給付の増加が見込まれることによるものです。

次に、令和5年度分介護保険事業費の精算に伴い、国などへの返納金1千40万6千円を増額補正するものです。

令和6年度松茂町後期高齢
者医療特別会計補正予算
（第1号）

歳入の主なものは、前年度繰越金1千92万9千円の増額補正で、歳入の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金775万7千円、一般会計繰入金返還金317万2千円の増額補正をするものです。



令和5年度各会計の決算を認定

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民にかわって行政効果を検証するものです。

町長から監査委員の意見をつけて提出された7会計の決算認定は、第3回定例会において全てが認定されました。

監査委員

- ・日根啓一
- ・立井武雄

令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合した結果、収支計数は正確であり、予算の執行についても適正なものと認めます。

決算審査で付された意見

ただし、次の諸点については、一層の努力を望みます。

一般会計の状況については、歳入において前年度より約2億1千700万円、3・1ポイント増、歳出は約2億6千100万円、3・9ポイント増となっています。前年度と比較して増加した理由は、町民グラウンドの改修事業費が約3億3千700万円、及び防災行政無線デジタル化事業のために起債した地方債の元本償還が今年度からはじまり、公債費の増加によ

り、義務的経費を押し上げたのが要因となっており、各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、令和5年度においては、歳入及び歳出の増額割合は、歳入の方が0・8ポイント多くなっています。

実質収支額は、1億8千111万3千640円（前年度2億2千255万2千123円）の前年対比4千143万8千483円減となっております。

町税の収納額は、約8千400万円増加し、徴収率98・6%（前年度97・9%）と、高い徴収率を維持できています。滞納繰越分の収納未済額は約2千800万円（前年度約3千600万円）で、約800万円減少し、適正な滞納処分が実施されており、本年度も滞納の圧縮に努めてください。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は83・4%と前年度より4・5ポイント上がっています。通常80%を越える場合は、財政構造は弾力性を欠いているとされており、今後財政運営上、コスト縮減に努めて下さい。

各特別会計についても町税と同様、厳正・的確な対応により、滞納額の圧縮を図るよう期待しています。

予算決算

特別委員会

予算決算特別委員長

佐藤 道昭

付託された認定7件は、原案どおり可決いたしました。

まずは、令和5年度一般会計決算の状況について説明いたします。令和5年度一般会計の決算は、歳入71億7千337万円、歳出69億8千330万円で歳入歳出差引額は、1億9千007万円から翌年度へ繰り越すべき財源896万円を差し引いた実質収支額は1億8千111万円となっております。

詳細については、表1、表2をご覧ください。

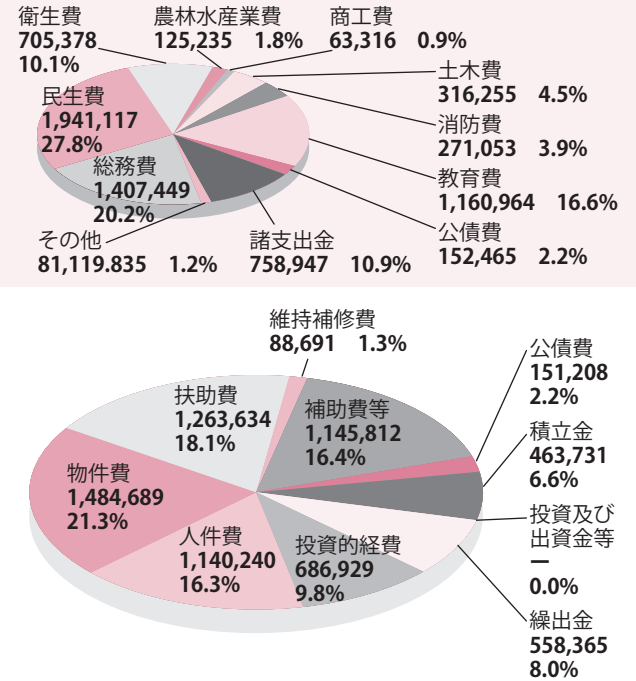
次に特別会計・企業会計の決算状況については、表3をご覧ください。

次に地方債についてですが、令和5年度中に返済した額（利子を含む）は、1億5千246万5千円でありまして、その結果、令和5年度末の借入現在高は、34億5千765万円となっています。

町全体での地方債の残高は、水道特別会計及び下水道特別会計の合計37億5千857万2千円を加え72億1千622万2千円となります。

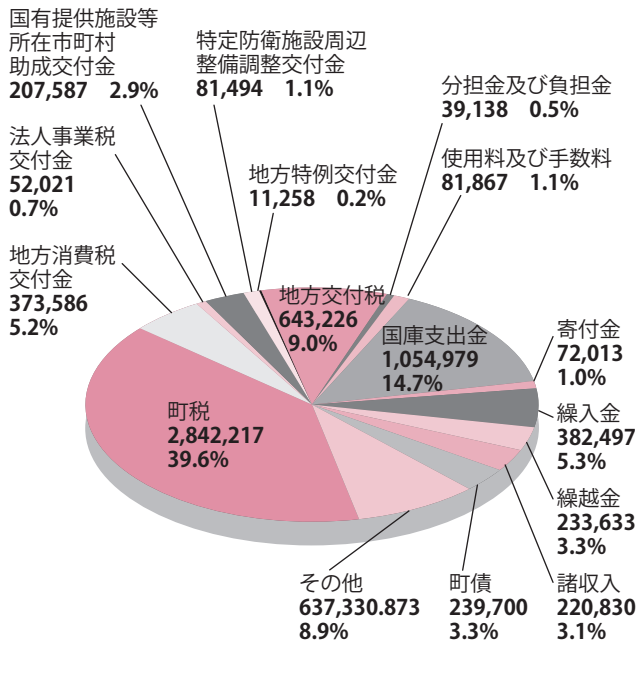
前年度と比較すると、1千585万9千円の減額であります。

表2 令和5年度一般会計目的別・性質別歳出表
(単位：千円)



歳出総額 69億8,329万8,835円

表1 令和5年度一般会計款別歳入表
(単位：千円)



歳入総額 71億7,337万6,873円

表3 特別会計・企業会計の決算状況

名称	国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計	長原渡船運行特別会計
歳入決算額	15 億 6,893 万円	11 億 4,878 万円	2 億 3,346 万円	1,508 万円
歳出決算額	15 億 3,938 万円	11 億 137 万円	2 億 2,253 万円	1,252 万円
名称	水道特別会計 (収益的収支)	水道特別会計 (資本的収支)	下水道特別会計 (収益的収支)	下水道特別会計 (資本的収支)
歳入決算額	3 億 9,976 万円	2 億 2,213 万円	4 億 6,406 万円	2 億 8,897 万円
歳出決算額	3 億 5,766 万円	3 億 8,181 万円	3 億 6,556 万円	3 億 1,280 万円

- 令和6年9月4日に町議会議員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関わる重要事項について協議いたしました。
- 協議事項**
- (1) 松茂町ほか二町競艇事業組合規約の変更について
 - (2) 木造住宅耐震改修支援事業補助金の引き上げについて
 - (3) 令和6年度導・配水管布設替工事その1及びその2(広島地区)について
 - (4) 公有水面の埋立てについて
 - (5) 喜来小学校空調改修工事について

全員協議会 報告

令和5年度市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費の状況については、令和5年度の地方消費税交付金は3億7千358万6千円で、率にして1・4%の増となりました。このうち社会保障財源化分は1億8千670万6千円の交付があり、障害者福祉費に7千309万6千円、児童福祉総務費に1億1千361万円を充当しましたと説明がありました。

行政視察レポート

■埼玉県越谷市議会

1. テーマ：「トイレトレーラーの導入について」

2. 内容：

埼玉県越谷市では、埼玉県初となるトイレトレーラーを令和4年に購入していた。災害時の利用を想定して作られた移動設置型のトイレで、4基の様式トイレと貯水タンクを備えており、水洗式で稼働します。また、ソーラーパネルを搭載しており、停電時でも照明や換気扇なども使用でき、長期の仕様が可能です。

能登半島地震により被災した石川県珠洲市に約6ヵ月間トイレトレーラーを派遣したとの説明を受けました。避難所におけるトイレの確保を考える上で大変参考になりました。

会議終了後、近くの消防署で保管しているトイレトレーラーを見学にいきました。

■神奈川県横須賀市議会

1. テーマ：「書かない窓口について」

2. 内容：

市役所窓口における住民異動手続きなどの簡素化を目的に導入した「書かない窓口」の取組が評価され総務大臣から表彰されています。引っ越しの手続きにおいてウェブ上で質問に答えていくことで、自分に必要な手続きが分かるサービスとオンライン上で申請書が作成できるサービスを導入し、簡単に申請書が作成できる等、繁忙期の待ち時間が短縮され、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上を実践しており、参考になりました。



横須賀市議会視察状況

■埼玉県春日部市

1. テーマ：「地底に眠る巨大洪水対策施設事業」 首都圏外郭放水路（防災地下神殿）

2. 内容：

埼玉県の中川・綾瀬川流域は、昔から浸水被害に悩まされてきた地域であり、利根川、荒川、江戸川といった大河川に囲まれたお皿のような低い地形で、河川の勾配が非常に緩やかなため水が流れにくいといった特徴がありました。この洪水被害を軽減するため、国営の地下放水路が造られており、今回の見学は非常に参考になりました。

防災地下神殿見学



「松茂町議会議員政治倫理規程」を制定

松茂町議会では、「松茂町議会議員政治倫理規程」を制定いたしました。
こちらの議会だよりには主な内容についてのみ掲載させていただきます。

(目的)

第1条 この規程は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町議会議員(以下「議員」という。)が町民全体の奉仕者として、その倫理性を自覚し、いやしきもその地位による影響力を行使して、町民から疑惑を招かないよう町条例・規則等を遵守するために、必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し町民に対し、自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

(町民の責務)

第3条 町民は、自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を、行使させるような働きかけを、行ってはならない。

2 前項に規定する働きかけは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町職員(会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。)採用に関しての推薦、紹介の依頼
- (2) 町発注工事の指名依頼
- (3) 下請業者の選定依頼
- (4) 使用資材等の購入の指名依頼
- (5) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為の要求
- (6) その他飲食の供与等社会通念上、疑惑を持たれる行為の要求

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

- (2) 町民全体の代表者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 町が行う許可、認可又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約等に関して特定業者を推薦又は、紹介するなど有利な取り扱いをしないこと。
 - (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。(ただし、住民の要望を職員等に伝えることを妨げない)
 - (5) 町職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。
 - (6) 町職員の昇格、異動その他人事について関与しないこと。
 - (7) 町から補助金等の直接交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。(ただし、既に団体を代表する役員に就任している者は、新たに就くことを辞退しなければならない。)
 - (8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないこととし、その後援団体についても道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
 - (9) 地域行事の参加費負担に当たっては、寄附行為の疑念を抱かせないように実費相当額の負担を徹底し、議会は行事主催者に対して、その理解を求めるよう努めること。
- 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って、その責任を明らかにしなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員は、町民の信頼に値するより高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を絶ち、常に清廉で、すべての言動が町民の注視の下にあることを認識して行動し、町行政と直接関連する自治会を代表する役員には就任しないこと。

(詳細はホームページに掲載しております。)

編集後記

数々の偉業を達成し、野球界のトップスターとなった大谷翔平選手。

世界中のファンから愛され、野球のプレイだけでなく思わず尊敬してしまう人柄も大谷選手の魅力です。

野球ファンでなくても、多くの人から応援され・憧れられる大谷選手。

松茂町も魅力のある、住みたいと憧れられる町にしていきたいと。

それが、松茂町議員としての役割だと思っています。

そのために、全力で取り組んでまいります。(順)

広報常任委員会

委員長	委員	委員長	委員	委員	委員	委員
村田 茂	米田 利彦	立井 武雄	鎌田 寛司	尾野 浩士	川端 順	金森恵美子